

久留米市への誘客等を促すプロモーション業務委託仕様書

1. 件名

久留米市への誘客等を促すプロモーション業務

2. 事業目的

久留米市が持つ様々な魅力（食、観光、農産物、地場産品、文化・芸術、暮らしやすさなど）を福岡都市圏や近県を中心に全国へ発信するため、メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Web等）に対する情報提供活動やメディアリレーション活動を行い、久留米市の認知度向上や久留米市への来訪を促すことを目的とする。

3. 事業期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

4. 予算規模

提案上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

5. 委託内容

久留米市の様々な魅力をメディアへ情報提供し取材を誘致する活動を基本とし、加えて、久留米市の魅力が話題となるような仕掛けづくりと効果的に情報発信するための企画を提案・実施し、メディアでの露出を獲得する。

特に、福岡都市圏及び近県に在住する子育て世代を中心に、久留米市への来訪を促すようなメディア露出に取り組む。

また、久留米シティプロモーション実行委員会（以下、実行委員会）のメディアリレーション活動を行う場の調整や同行などコーディネートを行う。

（1）情報収集及びメディアニーズ調査の実施（随時）

- ① SNSなどでの話題のスポットやお店、新規出店情報、イベント情報など、メディアで露出する可能性が高い情報を収集し話題化される素材にとりまとめること
- ② メディアのニーズをリサーチすること

（2）ニュースリリース等の作成・配信（随時）

- ① 実行委員会提供の情報や収集した情報のうち、タイムリーな話題やメディアのニーズに合うものなど露出を獲得しやすいものについては、効果的なニュースリリースを作成し、的確なメディアへの配信・アプローチすることで露出獲得につなげること
- ② 事業期間中にニュースリリースは60件以上、アプローチは10件以上行うこと
- ③ ニュースリリースの配信先候補一覧を事前に作成・提出し、配信にあたっては、複数のメディアや媒体、手法を組み合わせるなど効果的に取り組むこと
- ④ 上記で取り組む発信とあわせ、株式会社PR TIMESのプレスリリース配信サービス

を活用すること

- ⑤ 実行委員会が提供した情報においてメディアの露出獲得できなかった原因を分析し、露出獲得に向けたアドバイスを行うこと

(3) メディアへの積極的なアプローチ

- ① テーマ「食」を軸に、同分野や異分野の情報の連携・連動性を見つけ話題喚起・注目度を高める企画を立案すること。また、企画内容について事前に実行委員会と協議すること
- ② 立案した企画は、テレビ、ラジオ、雑誌記事、新聞、WEBニュースなどのメディアにおける制作担当者などに直接働きかけ、取材誘致活動に取り組み、メディア露出を3件以上獲得すること
- ③ 必要に応じて、メディアの現地取材・撮影に立ち会うなどの支援を行うこと

(4) メディアリレーション活動（3回以上）

- ① 実行委員会事務局のメディア訪問のため、訪問先候補者リストを作成し提出すること
- ② 実行委員会事務局がメディアを訪問しリレーション活動を行うための場を調整し同行するなどのコーディネート業務を行うこと

(5) 効果測定

本業務により獲得したメディア露出についてクリッピングを行い、広告換算を含む実績一覧表とともにデータを毎月提出すること。

(6) 会議の開催

活動内容や進捗状況、課題等について情報共有するため、定期的に打ち合わせを行うこと。（web会議可）

6. 報告及び成果品

本業務の成果品として事業実績報告書を作成し、以下の成果品とともに納品すること。なお、報告書は、中間期（10月末）と事業終了時（3月末）に提出すること。

- (1) 本業務の活動により収集した情報及び把握したメディアニーズの一覧
- (2) 本業務にて発信したニュースリリース、配信先一覧及び配信（露出）結果
- (3) 実行委員会提供情報に対する露出獲得に向けたアドバイス
- (4) メディアに提案した企画書等一式及び露出実績資料（露出事業者へのアンケートを含む）

7. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

8. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面にて報告し、実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

9. 成果品の利用及び著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である実行委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に受託者以外の第三者が保有する商標権、肖像権、著作権、その他諸権利が含まれる場合は、この限りでない
- (2) 実行委員会は本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする
- (3) 受託者は、成果品が第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする

10. 留意事項

本仕様書に記載した業務にかかる費用は、契約代金に含まれるものとする。

11. 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該事業の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに実行委員会に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は妨害を受けた場合は、その旨を速やかに実行委員会に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、事業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに実行委員会と工程に関する協議を行うこと。

12. その他

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする
- (2) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義が生じた事項については実行委員会と受託者とが協議して定めるものとする
- (3) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、実行委員会と受託者が協議して定めるものとする